

(総則)

第1条 本規程は、Q-CAT に基づく審査及び認定に関する規定である。

(審査・認定の仕組)

第2条 Q-CAT 申請マニュアルに基づく申請(以下、申請という)の審査及び認定は、別に定める Q-CAT 認定規格に適合しているか否かについて行い、適合が確認されたものを認定する。その手順は以下の通りである。

(1) 申請内容の確認

Q-CAT 申請マニュアルに従い提出された申請データ及び製品(タイルの個別認定の場合のみ)が適正に申請されているか否かを全国タイル工業組合(以下「組合」という)事務局が行い適正な申請は Q-CAT 審査委員会(以下、審査委員会という)に送付する。適正でない申請は不合格とする。但し、申請者の申請システムへの初回ログイン後1年間に限り、不合格とせず申請者に適正でない箇所を指摘し、再提出を求めることとする。

(2) 審査委員会による審査

審査委員会は以下の各項について審査し合否の判断を行い、その結果を Q-CAT 認定委員会(以下、認定委員会という)に送付するものとする。

① タイルの型式認定申請の審査

- ・ 申請データと提出図面の整合性確認
- ・ 申請データと提出図面に基づき、施工品質に与える影響の確認

② タイルの個別認定申請の審査

- ・ 申請データと提出図面の整合性確認
- ・ 申請データと提出図面及び提出された製品に基づき、施工品質に与える影響の確認

③ 接着剤の型式認定申請の審査

- ・ 申請データに基づき、施工品質に与える影響の確認

④ 変更届の審査

- ・ Q-CAT 申請マニュアルに基づき、Q-CAT 申請システムにより提出された変更届については、審査委員会による審査は行わず、事務局受領をもって変更を承認し、変更内容の登録を行う。

⑤ 追加申請の審査

- ・ Q-CAT 申請マニュアルに基づき、Q-CAT 申請システムにより提出された追加届については、審査委員会による審査は行わず、事務局受領後、審査委員長の承認をもって、当該申請品の認定及び登録を行う。

(3) 認定委員会による認定

認定委員会は、審査委員会の審査結果を基に認定するか審査委員会に差し戻し(審査のやり直しの指示)するかについて決定するものとする。

(4) 差し戻し案件の処置

- ・ 認定委員会から差し戻された申請案件は、審査委員会において再審査を行い、再審査での判断を明示して再審査結果を認定委員長に報告する。
- ・ 認定委員長は報告された再審査結果を承認し、認定する。

(審査委員会の構成)

第3条 審査委員会は委員長以下7名により構成する。なお、審査委員会には、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(審査委員の選任・任命)

第4条 審査委員は、Q-CAT 委員会及び組合事務局を代表する者から選任する。なお、審査委員会を欠席する場合は、予め組合に届け出た1名に限り代理に出席させることができる。

審査委員は組合理事長が任命する。

(審査委員会の開催)

第5条 審査委員会は申請件数の状況により、適宜開催する。

(審査委員会の成立及び合否の判断)

第6条 審査委員会は5名以上の出席により成立し、4名以上の合意により同委員会の合否の判断とする。なお、審査結果は直ちに認定委員会に送付し判断を仰ぐものとする。

(審査委員会の任務)

第7条 審査委員会は第2条(2)及び(4)項による審査を行い、合否を判断する。

(アドバイザーの委嘱)

第8条 アドバイザーは審査委員会の要請により、組合理事長が委嘱する。

(アドバイザーの職務)

第9条 アドバイザーは審査に関し、審査委員会に必要な助言を行うものとする。

(認定委員会の構成)

第10条 認定委員会は、外部学識経験者を委員長とし、組合理事長及び組合専務理事又は組合顧問の3名で構成する。

(認定委員会の審議)

第11条 認定委員による審議は、認定委員会を開催して審議するほか、各認定委員が各申請案件についてWEB上で審査し、その判断を述べることによって行うことができるものとする。

(認定委員会の承認・差し戻しの判断)

第12条 認定委員は、審査委員会の審査結果報告を受けてから、原則7日以内に承認か差し戻しかの判断を行う。

(1) 承認:認定委員全員が審査委員会の結果に同意した場合に承認する。なお、承認は合格、不合格いずれの場合もあり、審査委員会結果が合格の場合は認定する。

(2) 差し戻し:審査委員会結果に同意しない認定委員がいる場合は、審査委員会に差し戻す。

なお、認定委員がやむを得ぬ事情等により所定期限内に判断を示せない場合は、他の委員の判断をもって認定委員会の判断とすることができる。

(秘密保持義務)

第13条 認定委員、審査委員、アドバイザー及び組合事務局職員は、本規程に基づく業務に関して知り得た申請者に関する情報を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(審査期間)

第14条 審査・認定は、原則として申請後2ヶ月以内に決定するものとする。ただし、Q-CAT申請マニュアルで定義する「特別申請」については、この限りではない。

2 第2条(2)項④及び⑤号による届出は、原則として届出後1週間以内に承認するものとする。

(審査・認定結果の通知)

第15条 審査・認定結果は、速やかに申請者に通知するものとする。なお、不合格の申請については、その理由を付して通知する。

(審査結果への不服申し立て)

第16条 不合格通知を受けた申請者は、組合に不服を申し立てることができる。

2 組合は、前項の申し立てを受けた場合には、審査委員会に申し立ての内容について検討するよう要請する。

(審査料等)

第17条 申請者は、Q-CAT運用規定の別表に示す審査料及び手数料を納付しなければならない。なお、第16条により、再審査が行われた場合には審査料は賦課しない。

[附則]

1. 本規程は、2009年12月1日より施行する。

[改定履歴]

- ・平成22年7月1日： 変更届及び追加届をQ-CAT申請システムでの運用に変更したことにより、第2条(2)④及び⑤、第17条の表現を修正した。
特別申請の導入により、第14条に特別申請の審査期間に関する記述を追記した。